

府中市生涯学習審議会条例及び同条例施行規則について

○府中市生涯学習審議会条例

平成15年3月17日

条例第5号

(設置)

第1条 市民の生涯学習の振興を図るため、府中市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、府中市生涯学習審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市民の生涯学習の振興に関する事項について調査審議し、その結果を答申する。

2 審議会は、市民の生涯学習の振興に関する事項について、教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、生涯学習に関し識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(分科会)

第7条 審議会に社会教育分科会を置き、社会教育法(昭和24年法律第207号)第13条の規定により社会教育委員の会議の権限に属させられた事項その他社会教育に関する事項について調査審議する。

2 社会教育分科会の委員は、社会教育法第15条第1項の規定により置く府中市社会教育委員とし、府中市社会教育委員の定数は8人以内と、任期は第4条の委員の任期とする。

3 審議会は、第1項の事項以外の事項を調査審議するため、必要な分科会を置くことができる。

4 前項の分科会の委員の定数は、8人以内とし、任期は、審議会が定める期間とする。ただし、委員は、他の分科会の委員を兼ねることができる。

5 分科会の運営については、前2条の規定を準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(府中市社会教育委員の設置並びに報酬及び費用弁償に関する条例の廃止)

2 府中市社会教育委員の設置並びに報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年3月府中市条例第4号)は、廃止する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1 社会教育委員の項及び公民館運営審議会委員の項を削る。

別表第1 オンブズパーソンの項の次に次のように加える。

生涯学習審議会委員	日額 11,000円
-----------	------------

(府中市立公民館条例の一部改正)

4 府中市立公民館条例(昭和46年3月府中市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第16条を削り、第17条を第16条とする。

(府中市生涯学習センター条例の一部改正)

5 府中市生涯学習センター条例(平成4年12月府中市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第16条を削り、第17条を第16条とする。

○府中市生涯学習審議会条例施行規則

平成15年4月1日
教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市生涯学習審議会条例(平成15年3月府中市条例第5号)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長の任期)

第2条 府中市生涯学習審議会(以下「審議会」という。)の会長及び副会長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(分科会の議決)

第3条 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(事務局)

第4条 教育委員会事務局に、審議会の事務を処理するため事務局を置く。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(府中市社会教育委員会に関する規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 府中市社会教育委員会に関する規則(昭和35年10月教育委員会規則第6号)

(2) 府中市公民館運営審議会規則(昭和46年4月教育委員会規則第6号)